

消 防 計 画 (雛形)

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、〇〇〇〇〇株式会社の防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、〇〇〇〇〇株式会社に勤務する職員及び利用者並びに出入りする全ての者に適用する。

(管理権原者の責務)

第3条

- 1 管理権原者は、事業所の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、且つ、防火管理業務を適切に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、管理権原者の指示に基づき消防計画の作成及び実行について全ての権限を持って次に掲げる業務を行う。

- 1 消防計画の作成（変更）と消防署への届出
- 2 消火、通報、避難誘導訓練等の実施と消防署への事前通報
- 3 火災予防上の自主点検の実施と監督
- 4 消防用設備等の整備及び法定点検の立会い
- 5 改修工事等の工事中の立会い及び安全対策の樹立
- 6 火気の使用、取扱い及び、喫煙管理の指導、監督
- 7 収容人員の適正管理
- 8 職員等に対する防災教育の実施
- 9 火元責任者の選任とその者に対する指導、監督
- 10 管理権原者への防火管理上必要な提案や報告
- 11 放火防止対策の推進

(火元責任者の業務)

第5条 火元責任者は、防火管理者を補佐するとともに次に掲げる業務を行う。

- 1 担当地区内の火気の管理に関すること
- 2 担当区域内の建物、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- 3 地震等における火気使用設備・器具の安全に関すること。
- 4 喫煙の管理
- 5 その他、防火管理上必要な業務に関すること。

(職員等の遵守事項)

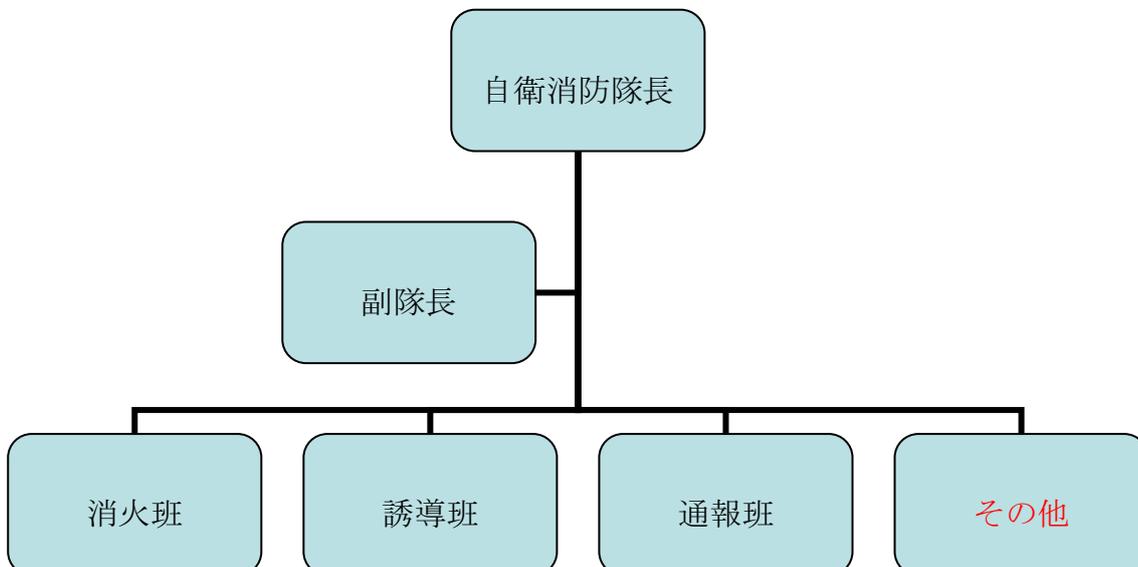
第6条 ○○○○○株式会社¹に勤務するすべての職員は、日常を通じて各種災害等を防止するため、次に掲げる事項を遵守する。

- 1 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を置かないこと。
- 2 防火戸付近、防火シャッター降下位置には障害となる物品を置かない。
- 3 喫煙は、指定された場所で行う。
- 4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物を置かない。
- 5 指定された場所以外で、火気・危険物等を取り扱う場合は、防火管理者に事前に連絡し、承認を取る。

(自衛消防組織)

第7条 火災等の災害が発生した場合には、事業所の自衛消防組織に基づき、その被害を最小限にとどめるために次の活動を行う。尚、自衛消防組織表は事務所及び休憩室に掲示する。

- 1 消火班・・・消火器・屋内消火栓等で初期消火を行う。
- 2 誘導班・・・放送設備、拡声器等を使用し誘導する。誘導員は避難経路図に基づき誘導する。曲がり角等には誘導員を配置し、逃げ遅れた者の確認を行う。
- 3 通報班・・・電話・火災通報装置等により通報する。
- 4 その他・・・安全防護、応急救護、救出等(事業所にあった編成を行う)



編成

消火班…氏名等を記入

誘導班…氏名等を記入

通報班…氏名等を記入

その他…氏名等を記入

(消防用設備等の法定点検と報告)

第8条 消防用設備等の法定点検は、資格を有する業者に委託し、その検査結果について(1年に1回・3年に1回)所轄する消防長に報告する。

- 1 防火管理者は、点検検査結果に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに、管理権原者に報告する。
- 2 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に保存する。
- 3 防火管理者は点検に立会い、不備があった場合は説明を受ける。

(消防用設備等の自主点検について)	業者名	〇〇〇〇防災 株式会社	点検時期	〇 月
	点検実施者	香南 太郎 (わかる範囲で)		〇 月

第9条 消防設備士等が行う法定点検とは別に、消防用設備について別表1に基づき(点検時期・点検日等を記載)に点検を実施する。不備については管理権原者へ報告し、修繕計画を立て整備し、常に有効に機能するよう維持管理する。

(避難・防火設備等の自主点検について)

第10条 避難・防火設備等について別表2に基づき(点検時期・点検日等を記載)に点検を実施する。構造・区画等に変更がないようにし、避難・防火設備等が、常に有効に機能するよう維持管理する。

(火災予防上の自主点検)

第11条 日常の火災予防及び地震等災害発生時の出火防止を図るため、建物、火気使用設備・器具、電気設備等の自主点検(別表3・4)を実施する。

点検対象	点検実施日	点検実施者	その他必要事項
別表 3	毎日終業時	〇〇〇〇	
別表 4	4月・10月	〇〇〇〇	

(放火防止対策)

第12条 全職員は、放火を防止するために次に掲げる事項を遵守する。

- 1 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- 2 空室、倉庫、書庫等常時使用しない場合は施錠する。
- 3 終業時に火元責任者等は火気及び施錠の確認を行う。
- 4 駐車場内の車輛は施錠する。
- 5 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- 6 休日・夜間帯での部外者の侵入防止措置を講じる。

(地震対策)

第13条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

- 1 窓ガラスの飛散防止及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。
- 2 ロッカーや棚及び自動販売機等の転倒防止措置
- 3 地震に備えて、非常用物品等を確保し、定期的に整備を実施する。

(地震後の安全措置)

第14条 地震が発生した場合には、次に掲げる措置を講じる

- 1 地震発生直後は、原則自分の身を守ることを第一とする。
- 2 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、速やかに元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。
- 3 出火場所の確認、怪我人の発生状況を確認する。
- 4 避難経路の確保及び施設の被害状況を把握する。
- 5 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- 6 情報収集 (テレビ・ラジオ等)
- 7 避難場所への避難誘導
 - 1 次避難場所 _____
 - 2 次避難場所 _____

(工事中の安全対策)

第15条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を確立するとともに、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、次の事項を周知し遵守させる。

- 1 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火活動ができる体制をとること。
- 2 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- 3 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
- 4 危険物等を持ち込む場合には、防火管理者の承認を受けること。
- 5 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- 6 その他防火管理者の指示すること。

(消防訓練)

第16条 消防訓練を、消火・避難・通報訓練については年〇回以上実施する。自主的に実施する場合、消防本部立会で実施する場合等関係なく、事前に必要な届出を香南市消防本部まで届ける。

(防災教育)

第17条 防災知識並びに自衛消防活動及び震災対応技術の向上を図る。

全員に対する教育は、年〇回実施するものとし、新入社員に対する教育は、入社時期に実施するものとする。

防災教育の内容は、次によるものとする。

- 1 消防計画の周知徹底
- 2 火災予防上の遵守事項
- 3 防火管理上の各社員の任務及び責任の周知徹底
- 4 消防用設備器具等取扱いに関する教育
- 5 (来客・入場者・利用者)等への避難誘導方法の教育
- 6 地震知識の教育
- 7 その他火災予防上必要な事項

(消防機関への連絡、報告)

第18条 下記に示す内容については、香南市消防本部へ事前に連絡をし、必要に応じて届け出る。

- 1 防火管理者の選任(解任)の届出
- 2 消防計画の変更の届出
- 3 消防用設備等に支障がある改装工事等の「工事中の消防計画」の届出
- 4 消火・避難・通報訓練を実施する際の「消防訓練実施について」の届出
- 5 用途変更や区画変更等

(防火管理業務の委託)

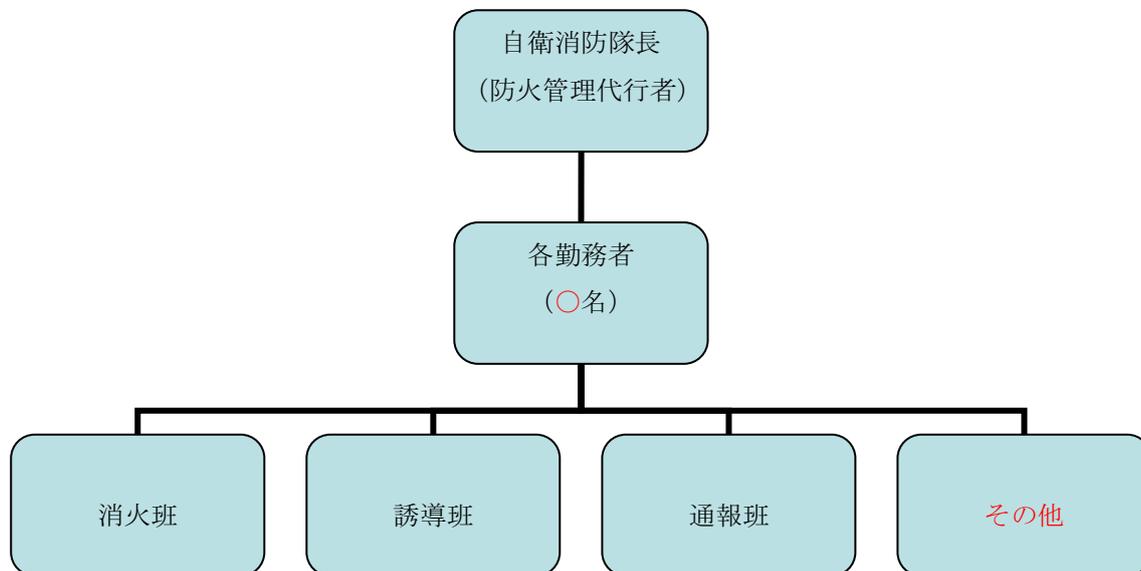
第19条 防火管理業務の委託(有・無)

防火管理に関する業務の一部を別表5のとおり委託する。

(夜間・休日の防火管理体制)

第20条

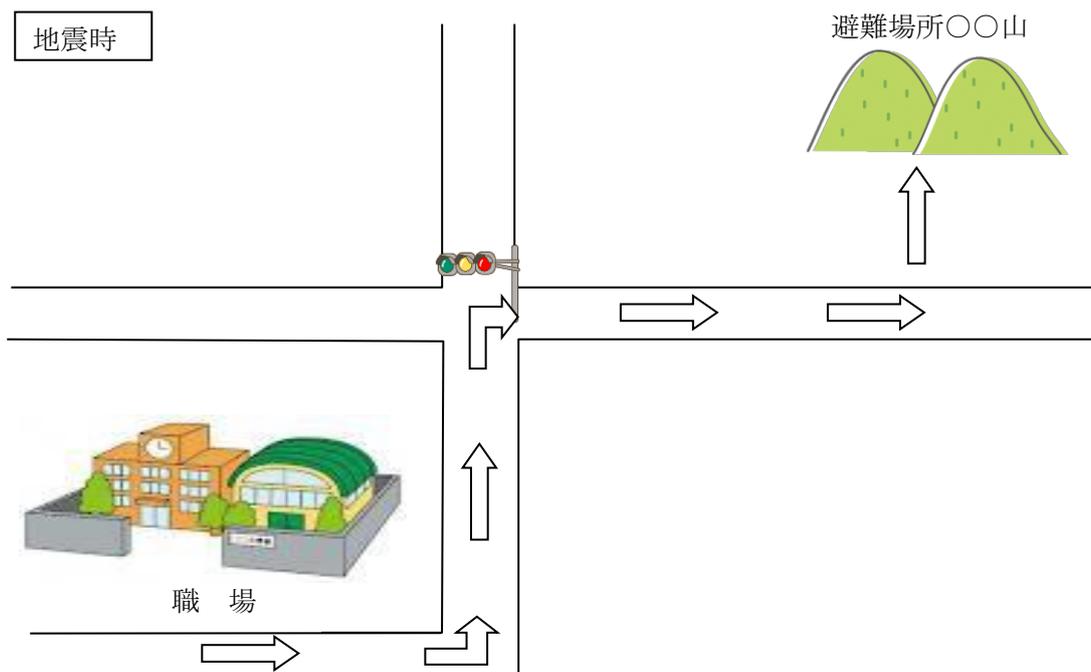
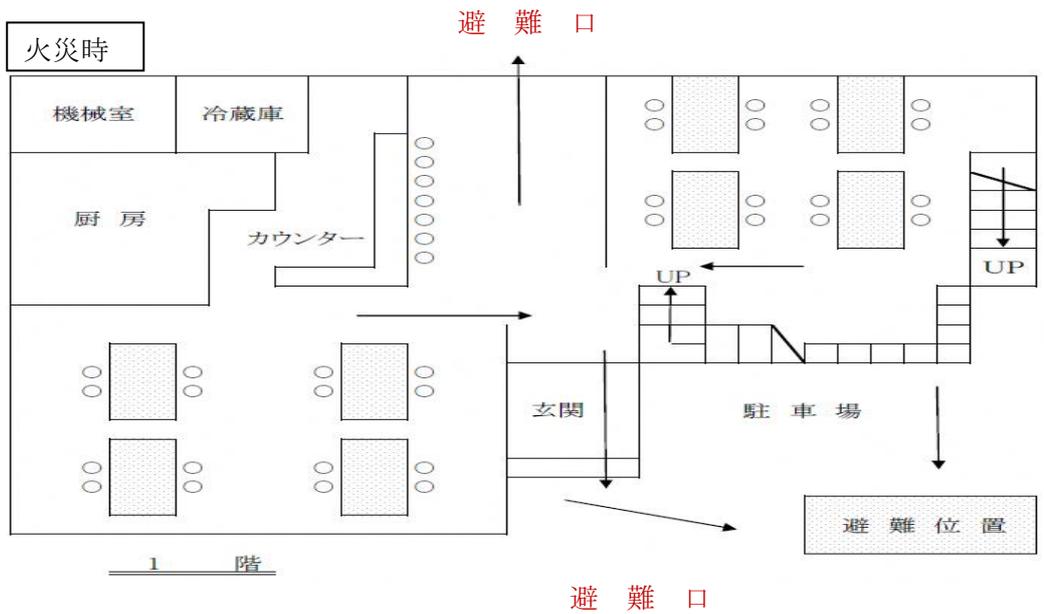
- 1 防火管理者の不在となる場合は代行者を定め、自衛消防組織は次のとおりとする。



- 2 休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。
- 3 休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者等で行う。なお、緊急連絡等により連絡を受けて応援にくる場合は活動等の取決めをしておく。
- 3 その他 緊急連絡先_____

(避難経路・避難場所)

第21条 避難経路図(例)



別表1

消防用設備等自主点検チェック票（例）

実施設備	確認場所	点検結果
消火器 (__年__月__日実施)	(1) 設置場所は適正か。 (2) 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓の外れ、封の脱落はないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、消火薬剤が固形化していないか。 (5) 圧力計は適正な指示範囲にあるか。	
屋内消火栓 泡消火設備 〔移動式〕 (__年__月__日実施)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 (4) 消火栓扉の表面には「消火栓」と表示されているか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (__年__月__日実施)	(1) 散水の障害がないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害がないか。 (4) スプリンクラーヘッドの変形、漏れがないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (__年__月__日実施)	(1) 散水の障害がないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 (3) 管、管継手に漏水や変形がないか。	
泡消火設備 〔固定式〕 (__年__月__日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 (3) 泡のヘッドに変形がないか。	
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 〔固定式〕 (__年__月__日実施)	(1) 起動装置又はその直近の防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) (2) 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (__年__月__日実施)	(1) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (2) 使用上の障害となる物品がないか。 (3) 消火栓扉の表面には「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (4) ホース、ノズルに変形や損傷等がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	

動力消防ポンプ (__年__月__日実施)	(1) 常置場所の周囲に使用の障害となるような物品がないか。 (2) 車体、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形や損傷がないか。	
自動火災報知設備 (__年__月__日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチはベル停止となっていないか。 (3) 用途変更や間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。 (5) 予備電源の容量は適正か。	
火災通報装置 (__年__月__日実施)	(1) 周囲に使用上の障害となる物がないか。 (2) 変形、腐食、手動起動装置等の保護板に損傷がないか。 (3) 常用電源の（ランプ等）が正常に点灯しているか。 (4) 録音されているメッセージに変更はないか。	
漏電火災警報器 (__年__月__日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (__年__月__日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物品がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (__年__月__日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示は適正か。また、電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。 (3) 予備電源の容量は適正か。	
避難器具 (__年__月__日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の操作障害及び所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (__年__月__日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲は、間仕切り、ついたて、ロッカー等による視認障害はないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (__年__月__日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となるものがないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの間に消防自動車の進入道路が確保（除雪等）されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	

連結散水設備 (__年 __月 __日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形や損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には散水を妨げる広告物、柵等の障害物がないか。	
連結送水管 (__年 __月 __日実施)	(1) 送水口の周囲に消防自動車の接近に支障はないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲にホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (__年 __月 __日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物品がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
無線通信補助設備 (__年 __月 __日実施)	(1) 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。	
	(2) 地上及び地下の無線機接続端子に変形や腐食等がないか。	
	(3) 地下の同軸ケーブルに外形上著しいたるみや亀裂等がないか。	
点 検 実 施 者 氏 名	備 考	防火管理者確認
消火設備・・・・・・・・○○ ○○ 警報設備・・・・・・・・○○ ○○ 避難設備・・・・・・・・○○ ○○ 消防用水, その他・・・・○○ ○○		(印)

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○～良 ×～不良 △～即時改修 (あくまでも例)

別表2

避難・防火設備等の自主点検チェック票（例）

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付けて下さい。ただし、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。
（あくまでも運用ですので、それぞれが考え良い方法で点検を実施する）

実施項目		確認事項（例）	結果
避難設備	避難通路	避難通路の幅が確保されているか 避難上支障となる物品がないか	
	階段	物品等が置かれていないか 手すりの取り付け部のゆるみ、手すり部分の破損がないか 非常用照明がバッテリーで点灯するか	
	避難口	非常口が使用不能になっていないか 扉が内部から容易に開放できるか、幅は適切か 出入口付近に物品が置かれていないか	
	排煙設備	排煙装置の操作障害はないか 排煙窓等の開放障害はないか	
防火設備	防火区画	防火区画を構成する壁、天井に破損がないか 改修工事等により防火区画が改造または撤去されていないか 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか	
	防火設備 （防火戸） （防火シャッター）	自動閉鎖装置付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸は最後まで閉まるか 防火戸・防火シャッターは完全に閉鎖できるか 〔確認要領〕 ●常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する ●煙感知器連動の自動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する 防火戸・防火シャッターの変形、損傷はないか（ガイドレール、取り付け枠等についても変形・損傷はないか） 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか 防火戸・防火シャッターの閉鎖の障害となる物品等を放置していないか	
他その	内装制限・防炎物品	増改築等により内装材を可燃性の材料に変更していないか 防炎性能のないカーテン等を使用していないか 防炎物品のラベルがはがれていないか	
火気使用設備	フライヤー （厨房設備）	油種等がダクトに付着していないか グリスフィルターの清掃はできているか	
	ボイラー	資格者による点検（有・無） 本体・配線・配管等に亀裂等がないか	
	サウナ設備	安全装置の損傷等がないか 火気使用設備との距離はとれているか	
電気設備	変電設備	水等が浸入していないか 腐食・劣化はないか	
	発電設備	固定がしっかりされているか 燃料等の漏れはないか	
点検実施者氏名		点検日時	防火管理者確認
			⑩

別表3 自主点検票 _____年_____月 点検実施者_____

日	曜	ガス器具のホースの劣化等	電気器具の配線劣化等	吸い殻の処理	その他火気の確認
1	月	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○
3	水	○	○	×	○
4	木	ホース劣化	×	○	○
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				
10	水				
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木				
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木				
26	金				
27	土				
28	日				
29	月				
30	火				
31	水				

別表 4

自主点検票（4月・10月に点検を実施）

実施項目及び確認箇所			結果
建築物構造	①	基礎部は、上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	②	柱・はり・壁・床等のコンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化はないか。	
	③	天井仕上材に、はく落、落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	④	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	⑤	外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）に、はく落、落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	⑥	屋外階段の各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	⑦	手すりの支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	⑧	消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
火気使用設備・器具	厨房設備（大型レンジ、フライヤー、ガスコンロ、湯沸器等）		
	①	可燃物品からの保有距離は適正か。	
	②	異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	③	ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。	
	④	油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。	
	⑤	排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。	
	⑥	燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	ガスストーブ、石油ストーブ		
①	自動消火装置は適正に機能するか。		
②	火気周囲は整理整頓されているか。		
電気設備	変電設備		
	①	電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。	
	②	変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
	③	変電設備に異音、過熱はないか。	
	電気器具		
	①	タコ足接続を行っていないか。	
②	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危険物施設	少量危険物貯蔵取扱所		
	①	標識は掲げられているか。	
	②	掲示板（類別・数量等）は、正しく記載されているか。	
	③	換気設備は適正に機能しているか。	
	④	容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	⑤	整理清掃状況は適正か。	
	⑥	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	⑦	屋内タンク、地下タンク通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
	指定可燃物貯蔵取扱所		
	①	標識は掲げられているか。	
②	貯蔵取扱所付近に火気はないか。		
③	整理整頓（集積）の状況は良いか。		
点検実施者氏名	点検実施日	備考	防火管理者 確認
			㊟

<遠隔移報方式>

防火対象物名称	〇〇ビル	
管理権原者氏名	株式会社〇〇高知支店長	
防火管理者氏名	〇〇ビル管理事務所 所長	
受 託 者		
氏 名 (名 称)	〇〇警備保障株式会社	
住 所 (所在地)	〇〇市〇〇町〇〇 電話番号 〇〇〇-△△△△	
担 当 事 務 所	〇〇市〇〇町〇〇 電話番号 〇〇〇-△△△△	
防火管理業務の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (防火管理者への緊急連絡 等)	
防火管理業務の方法	現場確認要員の待機場所	〇〇営業所
	到着所要時間	約 10 分
	委託する防火対象物の区域	〇〇ビル全域
	委託する時間帯	平日 19:00 ~ 翌朝 7:30 土曜 16:00 ~ " 7:30 休日 7:30 ~ " 7:30